

令和3年度

福山市包括外部監査結果報告書

(要約版)

福山市包括外部監査人

公認会計士・弁護士 金 浦 東 祐

目 次

第1． 令和3年度包括外部監査の概要	1
第2． テーマの選定理由	2
第3． 監査対象の概要	3
1． 福山市ネウボラ事業計画の概要	3
2． 基本方針と基本施策	3
3． 監査対象部署の概要	4
4． 各課が担当する事務事業一覧	6
第4． 監査の結果及び意見の要約	10

- ・本文中、端数未満の金額は四捨五入している。
- ・端数処理の関係で、表の金額の集計結果と合計とは必ずしも一致しない。
- ・施設・団体の名称について、本文中、一部略称としている。

第1. 令和3年度包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象として選定したテーマ

(1) 監査対象

子育て支援に関する事務の執行について

(2) 監査対象部署

ネウボラ推進部に属する、ネウボラ推進課、保育施設課及び保育指導課

その他、選定した監査テーマに関する事務に関して、必要な事務の一部を担当しているとして包括外部監査人が判断する部課

(3) 監査対象期間

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても対象とした。

(4) 監査実施期間

監査契約日（令和3年4月1日）から

報告書提出日（令和4年3月15日）まで

3. 監査の着眼点

① 子育て支援に関する事務は、法令等に準拠して行われているか。（合規性）

② 子育て支援に関する事務は、経済的に行われているか。（経済性）

③ 子育て支援に関する事務は、効率的に行われているか。（効率性）

④ 子育て支援に関する事務は、効果的に行われているか。（有効性）

4. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

包括外部監査人 公認会計士・弁護士 金浦 東祐

包括外部監査人は、福山市との間に地方自治法第252条の29に規定する利害関係を有していません。

包括外部監査人補助者 公認会計士 石原 広一

公認会計士 日下 真吾

公認会計士 渡邊 雅史

公認会計士 内田 祐輔

公認会計士 松井 智成

公認会計士 堀田 洋子

包括外部監査人補助者は、監査の対象とした特定の事件につき、いずれも利害関係を有していません。

第2. テーマの選定理由

我が国における出生数は、第2次ベビーブームの昭和48年には約209万人であったが、以後概ね継続して減り続け、令和元年には約87万人となっている。我が国の65歳以上人口が15歳未満人口を上回るようになって既に20年余りが経過している。この間、国も地方自治体も必死に対策をとりその効果が見受けられる部分もあるものの、少子化の流れを押しとどめることに成功しているとは言い難い状況にある。

少子化の進捗には複雑多様な原因があるとされており、不安定な就労による将来にわたる経済的不安を背景とした未婚化や晩婚化の進展、夫婦の出生力の低下、あるいは育児・教育のコストの負担増や仕事と子育ての両立の負担感等も一因とみられている。この状況を改善するために、社会が子育て支援を行うことは社会を維持発展させる上で極めて重要であることは述べるまでもない。

福山市における子育て支援策にはどのようなものがあるか、それらは効果的に、また経済的かつ効率的になされているかを、外部の視点から改めて確認することは必要かつ重要である。

福山市の包括外部監査としては、平成24年度に「少子化対策としての次世代育成支援施策」という観点から監査対象とされたが、福山市においてその後平成27年度から令和元年度まで「福山市子ども・子育て支援事業計画」が実施され、現在は第二期計画である「福山市ネウボラ事業計画」が実施されている。現時点で子育て支援に関する事務の執行について改めて確認することは有意義であると考え、本年度のテーマとして選定した。

第3. 監査対象の概要

1. 福山市ネウボラ事業計画の概要

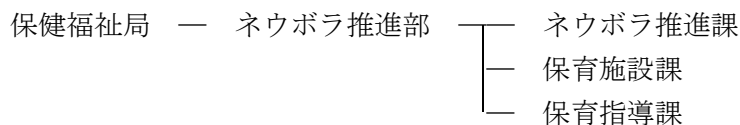
福山市では、平成27年に「福山市子ども・子育て支援事業計画」を策定して子育て支援に取り組んできた。また平成29年には子ども・子育てに関する支援施策全般を総合的に展開する「福山ネウボラ」を創設して、妊娠・出産・子育てに関し、切れ目のない総合的な支援体制を構築し、令和2年に、第二期計画として計画名を「福山市ネウボラ事業計画」として、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進行動計画」及び「子どもの貧困対策計画」を一体のものとして、策定した。この計画は、「みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま」を基本理念として、次の基本方針及び基本施策を定め、それらに基づいて個別具体的な事業を多数実施するものである。

2. 基本方針と基本施策

基本方針	基本施策
1 子育て家庭に対する支援の充実	(1)切れ目のない子育て支援の充実 (2)地域における子育て支援サービスの充実 (3)保育所その他の施設での保育サービスの充実 (4)子育て支援のネットワークづくり (5)子どもの健全育成 (6)仕事と子育ての両立の推進 (7)経済的な支援の推進
2 安心できる母子保健の推進	(1)妊娠・出産期の支援 (2)乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3)「食育」の推進 (4)小児医療の充実
3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1)次代の親の育成 (2)子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備 (3)家庭や地域の教育力の向上
4 子ども等の安全・安心の確保	(1)子どもを交通事故・犯罪等の被害から守るための活動の推進 (2)安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進
5 援助を必要とする子育て家庭への支援	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3)子どもの貧困対策 (4)障がい児施策の充実

3. 監査対象部署の概要

3-1. 組織



福山市の子育て支援はネウボラ推進部が中心となって推進している。ただし当然のことながら、ネウボラ推進部以外の部署、例えば市民生活課、学事課、公園緑地課、健康推進課、保健予防課、障がい福祉課、協働のまちづくり課等も担当する施策が存在する。それらを全て監査対象とすることは現実的ではないことから、本年度は上記のネウボラ推進部に属する3つの課、すなわちネウボラ推進課、保育施設課、保育指導課を主たる対象としている。

3-2. 人員構成

(単位：人)

	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
ネウボラ推進課	31	31	34	45	47
保育施設課	26	26	27	33	32
保育指導課	35	33	34	32	32

(注) ネウボラ推進部は平成31年まで児童部という名称であり、保育施設課は児童部庶務課、保育指導課は児童部保育課という名称であった。

3-3. 分掌事務

(1) ネウボラ推進課

- ① 子育て支援施策の企画及び総合調整に関すること。
- ② 母子保健法の規定による保健事業の企画及び総合調整に関すること。
- ③ ネウボラ事業計画に関すること。
- ④ 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）に関すること。
- ⑤ 児童福祉法の規定による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に関すること。
- ⑥ ひとり親家庭等の施策及び相談（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- ⑦ 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る相談及び援護に関すること。
- ⑧ 同居児童の届出の受付等に関すること。
- ⑨ 母子生活支援施設及び助産施設の入退所に関すること。
- ⑩ 母子保護の実施に関すること。
- ⑪ 児童虐待の防止に関すること。
- ⑫ 子ども医療費の助成に関すること。
- ⑬ ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- ⑭ 未熟児養育医療の給付に関すること。

- ⑮ 児童手当に関すること。
- ⑯ 児童扶養手当に関すること。
- ⑰ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「保育施設等」という。）（市が設置する幼稚園に係るものを除く。）に入所する児童の保健指導に関すること。
- ⑱ 子ども健全育成支援事業に関すること。
- ⑲ ふくやま子育て応援センターの事業に関すること。
- ⑳ 福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。
- ㉑ 部及び課の庶務に関すること。

(2) 保育施設課

- ① 保育関係団体（福山市保育連盟を除く。）の育成及び指導に関すること。
- ② 保育所、幼保連携型認定こども園、母子生活支援施設、助産施設、児童厚生施設及び児童家庭支援センター（以下「特定児童福祉施設」という。）の設置の認可等（確認を除く。）に関すること。
- ③ 幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園等」という。）の認定等（確認を除く。）に関すること。
- ④ 特定児童福祉施設及び市以外の者が設置する幼稚園型認定こども園の施設整備に関すること。
- ⑤ 教育・保育施設の確認に関すること。
- ⑥ 地域型保育事業の認可及び確認に関すること。
- ⑦ 子どものための教育・保育給付及び特定児童福祉施設の運営費（子どものための教育・保育給付に該当するもの及び他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- ⑧ 子育てのための施設等利用給付に関すること。
- ⑨ 子ども・子育て支援事業に係る助成に関すること。
- ⑩ 認可外保育施設の設置等の届出の受理に関すること。
- ⑪ 保育施設等の利用に係る教育・保育給付認定及び保育必要量の認定並びに利用調整等に関すること。
- ⑫ 保育所及び放課後児童クラブの入退所に関すること。
- ⑬ 保育施設等及び放課後児童クラブの利用に係る保育料等に関すること。
- ⑭ 保育所、認定こども園、母子生活支援施設及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）の整備計画に関すること。
- ⑮ 保育所等の用地の取得及び登記に関すること。
- ⑯ 保育所等の施設の維持管理に関すること。
- ⑰ 保育所等の財産台帳に関すること。
- ⑱ 課の庶務に関すること。

(3) 保育指導課

- ① 特定児童福祉施設及び幼稚園型認定こども園等の指導監督に関すること。
- ② 保育施設等の確認に係る指導監督に関すること。
- ③ 認可外保育施設の指導監督に関すること。
- ④ 保育施設等（市が設置する幼稚園に係るものを除く。）の食事の指導に関すること。
- ⑤ 保育施設等（市が設置する幼稚園に係るものを除く。）の食事の献立及び調理に関すること。
- ⑥ 保育施設等に入所する児童の災害及び保育所職員の公務災害の処理に関すること。
- ⑦ 保育及び教育（市が設置する幼稚園に係るものを除く。次号において同じ。）の実施に関すること。
- ⑧ 保育施設等の保育及び教育に係る指導並びに連絡調整に関すること
- ⑨ 延長保育料及び一時預かり利用料に関すること。
- ⑩ 放課後児童クラブ事業の運営に関すること。
- ⑪ ことばの相談室の総合調整に関すること。
- ⑫ 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）に関すること。
- ⑬ その他保育事業に関すること。
- ⑭ 課の庶務に関すること。

4. 各課が担当する事務事業一覧

4-1.ネウボラ推進課

No.	事務事業名
1	子ども医療対策費
2	ひとり親家庭等医療対策費
3	子ども家庭総合支援拠点事業（児童虐待防止推進事業）
4	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 母子・父子自立支援プログラム策定事業
5	離婚前後親支援事業
6	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業
7	自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業・入学支援修了一時金
8	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
9	ひとり親家庭自立支援員兼家庭児童相談員
10	子育て家庭育児支援事業
11	交通遺児激励援助事業
12	母子緊急一時宿泊施設確保事業
13	育児支援家庭訪問事業
14	ネウボラ運営費
15	子育て世代ファイナンシャルプランナー相談会

16	子育て応援ささえあい事業
17	えほんの国
18	妊娠・出産包括支援事業費（産前・産後サポート事業費）
19	健康相談等事業費（子育て応援プレゼント事業）
20	妊娠・出産包括支援事業費（産後ケア事業費）
21	妊娠・出産包括支援事業費（産後ヘルパー派遣事業費）
22	妊娠・出産包括支援事業費（利用者負担軽減事業費補助）
23	勤労者育児支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
24	勤労者育児支援事業（利用者負担軽減事業）
25	健康相談等事業費（乳児健康相談，すこやか育児サポート等）
26	出産育児特別応援金給付事業
27	児童扶養手当
28	ひとり親家庭特別応援金給付事業
29	児童手当
30	地域子育て支援拠点事業（公立分）
31	休日保育事業
32	母子生活支援施設費
33	母子健康診査費（妊婦乳児健康診査費）
34	母子健康診査費（産婦健康診査費）
35	母子健康診査費（新生児聴覚検査費）
36	母子健康診査費（4か月児健康診査費）
37	母子健康診査費（1歳6か月児健康診査費）
38	母子健康診査費（3歳児健康診査費）
39	未熟児養育医療給付事業
40	商業施設特別会計繰出金
41	母子父子寡婦福祉資金貸付金

4-2. 保育施設課

No.	事務事業名
1	会計年度任用職員給料
2	子ども・子育て支援システム保守等
3	子ども・子育て支援事業計画策定費
4	病児・病後児保育事業
5	地域子育て支援拠点事業（私立分）
6	収納事務協力員報酬
7	公立保育施設維持補修（工事請負費）
8	私立保育所給付費
9	乳児保育促進事業

10	保育補助者雇上強化事業
11	保育士資格取得支援事業
12	職員給与等改善費
13	臨時調理員雇用経費
14	障がい児保育推進事業
15	運営費安定化委託費
16	職員資質向上研修費
17	認定こども園給付費
18	地域型保育給付費
19	保育料等給付費（認可外保育施設等無償化）
20	時間延長保育事業費補助
21	一時保育事業費補助
22	一時預かり事業費補助
23	児童福祉施設整備資金償還金補助
24	民間福祉施設産休等代替職員費補助
25	保育士確保促進事業
26	市立保育所改築事業費
27	保育所用地取得等事業費
28	市立保育所改修事業費
29	施設維持改良費
30	私立保育所施設整備事業費補助
31	認定こども園施設整備事業費補助
32	移管保育所施設整備費補助
33	伊勢丘こども園整備費
34	私立幼稚園給付費（施設型給付費）
35	私立幼稚園給付費（施設等利用費）
36	私立幼稚園給付費（補足給付事業）
37	私立幼稚園合同行事費補助
38	市単独災害復旧事業費
39	保育所保育料
40	土地売払い収入
41	幼稚園保育料（公立幼稚園）
42	公立幼稚園維持補修
43	施設維持改良費（公立幼稚園）
44	施設維持改良費（耐震改修）
45	放課後児童クラブ利用料
46	新型コロナウイルス感染症対策事業（保育対策総合支援事業）
47	新型コロナウイルス感染症対策事業（緊急包括支援事業）

48	新型コロナウイルス感染症対策事業（子ども・子育て支援事業）
----	-------------------------------

4-3. 保育指導課

No.	事務事業名
1	公立保育施設光熱水費
2	障がい児保育運営委員報酬
3	嘱託医等報酬
4	児童災害見舞金
5	日本スポーツ振興センター負担金
6	研修会等負担金
7	給食材料費
8	嘱託職員報酬
9	障がい児保育研修関係
10	会計年度任用職員
11	地域活動事業
12	ことばの相談室事業
13	公立保育施設管理費（ガス・電話）
14	保育所児童送迎業務委託
15	O-157 対策用検便委託事業
16	人権保育研究事業補助
17	延長保育料等
18	一時預かり保育料認定こども園（1号認定分）
19	保育所等食事収入
20	一時保育事業一部負担金
21	太陽光発電電力売払収入
22	一時預かり保育料幼稚園（1号認定分）
23	放課後児童クラブ事業 運営費（支援員報酬・共済費・通勤手当）
24	放課後児童クラブ事業 運営費（補助員賃金・共済費・通勤手当）
25	放課後児童クラブ事業 運営費（その他）
26	放課後児童クラブ概要
27	園具教材等整備費（公立幼稚園）
28	施設管理費（光熱水費）（公立幼稚園）

第4. 監査の結果及び意見の要約

1. はじめに

本報告書では、監査の過程で発見された事項について、違法または不適当な事項を「指摘」とし、違法または不適当とまでは言えないものの意見を付した事項を「意見」として記載する。最終的に、「指摘」は4件、「意見」は55件となった。以下はその要約である。

なお各表題の最後に括弧書で付した項番は、監査報告書詳細版における項番である。

2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見

(1) 福山ネウボラ相談窓口「あのね」の実施体制の見直しについて【意見】(第4の2-1-1.)

利用者支援事業(13か所)は、人件費負担や一部は賃料負担もある。他市における設置状況(福山市は窓口数と対応人数が多い)、窓口別の来所による相談実績件数(0.6~3.0件/日である)、利用者の利用状況(設置場所により利用数の多寡があり、利用意思のある未就学児の約3割の利用にとどまっている)に加え、他の子育て施策の充実化や、少子化、乳児期から子どもを預けて働く母親の増加傾向などを踏まえると、経済性・効率性の観点から疑問なしとしない。最も望ましいのは、潜在的な相談需要を掘り起こして市の用意した人員・設備等を市民に十二分に利用してもらうことであるが、市民による利用増が容易に見込めないのであれば、より効率的に運営することを考えないわけにはいかない。例えば、市内6区域の行政窓口と公立の保育施設に重複する窓口を常設して人員配置するよりも、相談件数が少ない窓口については、「あのねぬまくま」のように常設型ではなく出張型とする、公立の保育施設では後述(2-1-2)の地域子育て支援拠点事業に特化し、より深い支援が必要となった場合に地域子育て支援拠点事業による相談対応から別の行政窓口で常駐するネウボラ相談員が連携を受けて対応する、といった柔軟な体制を検討することも必要ではないだろうか。

(2) 地域子育て支援拠点事業(公立分)の体制の見直しについて【意見】(第4の2-1-2.)

地域子育て支援事業は、スペースとしては既存の保育施設の一部屋を活用しており、公立と私立のセンター型を除き、賃料負担はない。保育士は専任で2名以上が必要となるため、公立では14名の人件費負担がある。他市における設置状況(福山市の拠点数は多い)、拠点別の利用状況(設置場所により利用件数の多寡が見られ、国が目安とする10件/日を下回る拠点が3拠点ある)、市街地にある2拠点以外の5拠点はブロック内の利用にとどまっていること、公立5日型の利用件数は私立5日型の利用件数より少なく、事業費は公立の方が高いこと、私立は3日型を基本に増設していること、私立の3日型でも公立の5日型を超える利用が見られること、ネウボラ相談窓口「あのね」と同一の場所で2つの相談事業を並行して実施していること(公立の保育施設において、「あのね」窓口として看護職1名と保育士1名が相談事業を実施している横で、地域子育て支援事業として別の保育士2名が別途相談事業を実施している)、少子化や乳児期から子どもを預けて働く母親の増加により利用数が減少傾向にあることから、潜在的な相談需要の掘り起こし等が容易に見込めないのであれば、ブロック別の7拠点で一律の人員配置をするのではなく、利用数が少ない拠点は3日型にする、ネウボラ相談員も含めたより柔軟な

人員配置を再検討するといった体制の見直しが必要と考える。

(3) ふくやま子育て応援センター事業の内容、実施場所の再検討について【意見】(第4の2-1-3.)

子育て応援センターは、ローズコム(図書館)、エフピコ RiM 福山、すこやかセンターと移転を続け、「えほんの国」を早期に再開することを目標に再開場所が検討され、空きスペースのある商業施設に、「えほんの国」と合わせて移転することとされた。「えほんの国」の機能は中長期的に見直す方向であるため、子育て応援センターの実施場所も同様の位置づけと考えられるが、本来は、子育て応援センターの機能と実施場所を、事業費負担も含めてまず検討すべきと考えられるところ、エフピコ RiM 福山で実施されていた「えほんの国」事業の指定管理者に対する委託料と移転後の賃料を比較して移転場所が判断されたことが適切かは評価が分かれるところと思われる。現状の子育て応援センターは、地域子育て支援拠点事業のプレイルームと「えほんの国」事業のスペースが大半を占めているが、利用者数や駐車場が限定される現在の場所で当事業を実施する意義があるかどうかを含め、子育て応援センターの事業内容、実施場所、実施体制について、継続的に検討されたい。

(4) えほんの国事業を市の事業として実施する意義や実施場所の再検討について【意見】(第4の2-1-4.)

「えほんの国」はエフピコ RiM 福山の閉鎖によりいったん中断したものの、利用者の声や市の子育て支援の充実策の一貫として、令和3年5月に再開された。「えほんの国」を開始した平成25年度当初に比べ、地域子育て支援事業における子どもの遊び場、ネウボラ相談窓口「あのね」における相談の場を政策的に増やしてきた一方で、少子化や乳児期から子どもを預けて働く母親の増加により利用者層は減少傾向にあるという状況変化がある。また移転後の「えほんの国」は、エフピコ RiM 福山の時の実施スペースから約1/3に縮小し、利用者層や利用できる人数が限定されたが、事業費負担は増加し、1拠点にして地域子育て支援拠点事業(公立分)のほぼ4か所分の事業費負担となっている。また年間運営費のほぼ3年分に上る移転時の初期費用は、移転判断時の検討資料に記載されていなかった。未就学児を主な対象とする絵本やイベントに関して、各地区の図書館や保育施設、商業施設で実施されている取り組みと類似するとも思われる中、この種の場所をより増やすべきという意見もあり、当事業の実施意義や実施場所、実施形態について、継続的に検討していくことが望まれる。

(5) 健康診断の未受診者への対策について【意見】(第4の2-1-5.)

1歳6か月児健診と3歳児健診について、例年は集団健診のみのところ、直近では新型コロナの影響により、集団健診の1回当たりの人数を制限したり、予定していた集団健診が実施できなかつたりしたため、個別健診となる対象者が増加した結果、個別健診の対象となった者の受診率が低下した。

未受診者に対しては、学区担当保健師が積極的に電話連絡・家庭訪問を行い、受診勧奨をしているが、保育所等や幼稚園に通園中の子どもを持つ保護者や家庭で保育をしてい

る保護者が、仕事や家事の都合をつけて任意の日時で複数の病院を受診するハードルはそれなりに高いのではないかと考えられる。母子保健法で幼児健診の受診時期が規定されているが、このような不測の事態においては、例年通りの年齢にこだわらずに、令和3年度の落ち着いたタイミングで、前期の対象児童に対して再度集団健診を実施するなど、柔軟な対応を検討してもよかったのではないだろうか。今後も新型コロナに限らず、自然災害など不測の事象により集団健診が実施できない事態は想定されるが、4か月・1歳6か月・3歳という就学前の一定の時期に医療機関と連携することで、保護者が気付かないような医療的な問題を早期に発見するだけでなく、市の保健師やキラキラサポーターといったボランティアの方がその場に同席し、幼児の健康に資するような助言を行う貴重な機会であるから、このような機会をいかにして確保するか、当期に実施できない場合は翌期に別の形で実施する他の手立てはないか、慎重に検討するとともに、今後同様の事態が起きた場合に活かせるよう、令和2年度の事例・結果を参考に、平時から検討・計画しておくことが望まれる。

(6) 乳児全戸訪問の訪問体制について【意見】(第4の2-1-6.)

令和2年度は新型コロナの影響があったものの、訪問者ごとの割合によると、学区担当保健師による訪問件数・訪問割合が3,372人中1,688名と多かった。これは訪問区分の目安として予め設定した保健師の訪問割合の2倍(目標:25%、令和2年実績:50%)であり、継続支援となった養育支援の対象が約110名であることを踏まえても、保健師訪問が多くなっている。現状の市から妊産婦・幼児へのコンタクトのタイミングは、7回(①妊娠届、②産前面談、③産後訪問[当事業]、④4か月児健診、⑤8-9か月児健康相談、⑥1歳6か月児健診、⑦3歳児健診)あるが、産後訪問前の①②やネウボラ相談で得られた情報に加え、妊娠時・出生時の医学的な情報から訪問者を判定しており、少しでもリスク兆候があれば学区担当保健師が訪問して問題の早期予防に努めている結果と考えられる。ただしその後のコンタクトのタイミングや、ネウボラ相談、保健師による相談・訪問、子ども家庭総合支援拠点事業による訪問など、産後訪問以外にもさまざまな取組がなされている。産婦の年齢などのリスク判定項目は継続して見直し、保健師による産後訪問を幅広く増やすのではなく、育児家庭訪問員やキラキラサポーターを活用しつつ、産後訪問以外のコンタクトのタイミングから得られた情報を連携して支援していくことで、より効果的・効率的な支援ができると考えられる。学区担当保健師がよりハイリスクな乳児家庭の訪問に注力できるよう、また外部の専門職である育児家庭訪問員や、子育て経験があり、子育て支援に熱意のあるボランティアであるキラキラサポーターの方を積極的に活用し、地域全体で子育て家庭を支援していく雰囲気醸成するためにも、訪問結果から得られた情報を集約した上で、訪問者を決定するための判定指標を継続的に見直し、必要十分な体制、効果的・効率的な体制をめざす取組が必要と考える。

(7) 自立支援教育訓練給付金事業の給付金の計算方法について【意見】(第4の2-1-7.)

自立支援教育訓練給付金事業は、ひとり親の自立に向けた教育訓練講座の受講料を支給する事業だが、支給額や支給時期について、厚労省のハローワークによる同様の制度と

比較すると厳しい条件となっている。国の要綱を基に行う事業であり、国庫負担 3/4 と負担率が比較的高く、市の負担は 1/4 と低い水準にある中で、令和元年度に看護師等の高度な専門資格を対象に加えた際に、対象資格や利用実態に見合った制度設計を市として検討してもよいのではないだろうか。ただし県の事業で、別途「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」があるため、こちらの利用を促すということであれば、県の事業ではあるが、市の「ひとり親家庭のしおり」やホームページにて紹介・告知することも検討されたい。

(8) ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業の対象者について【意見】(第4の2-1-7.)

ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業は、国の要綱は“ひとり親家庭の子ども”を対象としているが、市の要綱は中学生に限定している。国による支援の考え方を参照すると、中学生よりも学習内容が高度化し、精神面でより成熟し不安やストレスも複雑化する高校生にも必要な事業と考えられること、近隣他市(広島市・岡山市)では高校生まで対象に含んでいること、福山市は令和2年度から中学生の定員を拡大したものの、新型コロナウイルスの影響もあり利用数が定員に満たなかったことから、福山市においても高校生まで対象を拡大することも検討してはどうだろうか。

(9) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業の体制見直しについて【意見】(第4の2-1-7.)

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業は、一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会へ事業委託しており、相談員2名が事業にあたっているが、令和2年度の活動実績は新型コロナウイルスの影響もあろうが、10数件と少なくなっている。対象者が自らインターネット等で情報を得やすくなったほか、ひとり親家庭へのサポートの充実によるものである。福山市にもひとり親家庭自立支援員が別途3名常駐しているため、体制の見直しを検討する時期ではないだろうか。

(10) ひとり親家庭等の施策の告知の見直しについて【意見】(第4の2-1-7.)

ひとり親家庭等の施策について、近隣他市(広島市・岡山市・倉敷市)と比較して、ホームページに掲載されていない情報が散見された。福山市は、事業の対象者になるであろう児童扶養手当受給資格者に向けて配布や通知を行っているが、ホームページ上で広く告知することで、事業の潜在的な利用者も含めて、必要な人に支援が行き届きやすくなる。当該事業を利用しようとする者も、事前に容易に基礎情報を得られることで、市に問い合わせる際の心理的なハードルが下がったり、市からの制度説明もよりスムーズにいくなど、利便性が高まると考えられる。また、現状の福山市のホームページでは、ひとり親家庭に対する施策・事業が他市のように一覧になっておらず、目当ての事業にたどり着きにくい仕様になっている。紙ベースの「ひとり親家庭のしおり」は25ページにも及ぶことから、他市を参考に、ホームページでの事業の検索性を上げることも必要ではないだろうか。さらに福山市の対象者が利用できる県の事業が紹介されていないため、ホームページや「ひとり親家庭のしおり」で県の事業を紹介することも検討されたい。

(11) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託について【意見】(第4の2-1-7.)

他市では、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を委託しており、福山市も外部委託を検討したが、個人情報のセキュリティ面等の理由から断念した。福山市の統一ルールとしてのセキュリティルールを遵守することも大事だが、専門的な外部業者に委託することで、市の業務負担を減らし、効果的・効率的に事業を行うことが可能になるため、セキュリティ確保と事業の効果・効率化を両立させながら、継続的にセキュリティルールの柔軟な見直しも検討されたい。

(12) 母子生活支援施設に関する費用負担部門の適切性について【意見】(第4の2-1-8.)

DV 被害者である母子について、母子生活支援施設への入所を決定するのも、入所後も必要に応じて母子生活支援施設の自立支援員と連携して対応するのも、DV を担当する青少年・女性活躍推進課である。ネウボラ推進課は、過去から母子生活支援施設に関する事業を所管するが、福山市の母子生活支援施設であった久松寮は令和 2 年度末をもって廃止され、現在は入居可能な市外の母子生活支援施設の調査や、入所のための連絡調整業務を担いつつ、施設費を負担している。施設費が発生するまでの措置判断や、退所・自立に向けた支援について、主に関与するのは青少年・女性活躍推進課であることから、当該施設費の発生から終了までの責任を有するのは青少年・女性活躍推進課であるといえるが、ネウボラ推進課が施設費を負担しており、費用の責任部門と費用負担部門が明確に整合しない状況となっている。

福山市が保有する母子生活支援施設に関する事業の所管がネウボラ推進課であったため、母子生活支援施設に関する費用として他市の母子生活支援施設費も含めてネウボラ推進課の負担となったことが考えられるが、すでに福山市の施設は廃止されており、現状の DV 被害者に係る他市の母子生活支援施設費はネウボラ推進課にとって管理可能な費用ではない。費用の責任部門と費用負担部門は明確に整合させた方が費用管理上望ましいため、費用負担部門について再度検討するべきではないだろうか。

(13) 子ども家庭総合支援拠点の実施体制の継続的な見直しについて【意見】(第4の2-1-9.)

令和 3 年度から児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために「子ども家庭総合支援拠点」の機能を大規模型としてネウボラ推進課に設置した(拠点機能として 16 名、総合支援担当全体で 25 名)。人口規模が中規模型と大規模型のボーダーライン上に位置する福山市の児童人口・人口規模、現状の虐待通告件数、他市の整備状況、福山市の当上期における専門職員による活動件数の実態、市が抱える財政負担規模を踏まえると、大規模型以上の体制が継続的に必要か、議論の余地があると考えます。国が示す指針によると、子育て支援施策は母子健康包括支援センターの機能を活かしながら、利用者支援事業(ネウボラ相談)や子ども家庭総合支援拠点事業を整備する枠組みも示されており、福山市よりも規模の小さい自治体においては、既存の仕組みを活かしながら限りある財源や人材をどのようにして有効活用するか、保健・福祉・教育の関係を含めて組織や所掌を見直しながら独自の対応を行う好事例が調査研究として公式に発表されている。福山市は、新しい

拠点機能を設置・明確化し、宣言することで、取組の認知度が高まり、よい効果が上がってきていると考えられるが、今後は一度整備した仕組みや以前からの体制を見直し、より効果的・効率的な体制にシフトしていく視点も必要ではないだろうか。

(14) 子ども医療費の助成に関する財政負担と制度の在り方について【意見】(第4の2-1-10.)

子ども医療費の助成対象を小学生までとしている近隣市(広島市・岡山市・倉敷市)と比較すると、中学生までとする福山市は、対象年齢が幅広く、また一部負担金はシンプルで手厚い給付となっている反面、財政負担が重くなっている。今後とも財政負担と対象年齢・一部負担金・所得制限の在り方について、制度の継続的な検討が必要と考える。

(15) ひとり親家庭等医療費の助成に関する財政負担と制度の在り方について【意見】(第4の2-1-11.)

ひとり親家庭の医療費について、近隣市(広島市・岡山市・倉敷市)と比較すると、自己負担なしとする広島市よりは財政負担が少ないものの、自己負担を1割とする岡山市・倉敷市よりは手厚い給付となっており、財政負担が重くなっている。今後とも財政負担と対象年齢・一部負担金・所得制限の在り方について、制度の継続的な検討が必要と考える。

(16) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)に関する未利用理由の調査、実態調査の必要性について【意見】(第4の2-1-14.)

子育てを応援してほしい人(依頼会員)と子育てを応援したい人(協力会員)を福山市が介入して紹介する事業において、依頼会員数や活動件数が増加傾向にある中で、利用会員数(実際の利用者)や援助会員数(実際の援助者)はあまり増えていない。コロナ禍で急な休園・休校が発生したり、分散登校があったり、勤労者にとって不都合な予測のつかない事態が多く発生した令和2年度以降において、子育てを応援したい者と支援を必要とする者を仲介し、市民で助け合うという本制度の重要性は高まっていると考えられる。依頼の意思を持った者が実際の利用に至らない理由や、負担が増しているかもしれない援助者の状況等について、継続的に実態調査を行い、依頼者・利用者・援助者双方の意見を聞きながら、よりよい制度になるような取組が必要と考える。

(17) 子育て応援プレゼント事業に関する物品配布の方法や在り方について【意見】(第4の2-1-15.)

子育て応援プレゼント事業は、補助金の多寡によって単価や金額の変動が大きく、補助金の使い方や利用者の公平性の面から、もう少し配慮をしてもよいのではないかと考えられる。また過年度の乳児健康相談への参加者に対するアンケート調査からは、プレゼントよりも相談の方に需要があったという実績がある中で、育児消耗品としては割高な単価設定でのプレゼント配布がなされている。今後ともプレゼントの効果やプレゼント単価について丁寧に検証し、より効果的な施策の検討が必要と考える。

(18) 未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所を増やすことについて【意見】(第4の2-1-16.)

いったん閉鎖された「えほんの国」の再開を望む声が市民の中に多かったこと、「キッズコム」と「えほんの国」を利用する子どもは未就学児が多く占めている状況をみると、未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所が福山市内にまだまだ少ないとも評価できる。もちろん財政の制約もある以上、その在り方は総合的な観点からの検討が必要であるが、親子が一緒に楽しめる場所として、また安全安心な場所として、例えば公園・スポーツ施設・文化施設などを未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所としてさらに広めていく必要があると考える。

(19) 「あのね」を子育て世代だけでなく幅広い世代や職場にも浸透させることについて【意見】(第4の2-1-16.)

No.	事業名	事業または施設の愛称
①	子育て世代包括支援センター	あのね
②	ふくやま子育て応援センター	キッズコム
③	子育て援助活動支援事業	ふくやまファミリー・サポート・センター
④	市立保育所・こども園地域子育て支援拠点(事業)	ふくやまローズひろば

上記の事業はその事業名から子育て支援関連の事業であることは連想できるが、それぞれがどのような事業なのか、また各事業の内容の違いについて、おそらく多くの市民が正確に理解できないと思われる。またいずれにも「センター」または同義の「拠点」が使われている。なお当該事業名は福山市独自で定めたものではなく、いずれも厚生労働省が策定した政策の中にある事業名である。一方、愛称の「あのね」・「キッズコム」・「ふくやまローズひろば」は福山市が独自に制定したものであり、福山市の工夫や努力を見ることが出来る。福山市では事業または実施施設に対し、暖かく親しみやすいイメージを想起させる愛称名を付している。しかし「キッズコム」こそキッズという言葉から子ども・子育て関連施設と想像できるが、「あのね」、「ふくやまローズひろば」という愛称からは事業や施設のイメージがわきにくい印象を持った。施設名または施設愛称からその事業や施設を明確にイメージできないと、事業内容や施設が周知されにくく、また浸透しないのではないだろうか。

「あのね」はまだ歴史が浅く、また「あのね」を利用または利用を考える世代は概ね平成29年6月の開設以降の妊産婦や未就学児を持つ世代に限定されることから、「あのね」を利用したことがない、または「あのね」のことを知らないという市民が多いのではないかと推測され、現状では市民に十分に浸透しているとは言えないと思われる。「あのね」の機能強化・拡充に努めるとともに、引き続き幅広い世代の市民に対し周知徹底を図ることが必要である。今後の周知の方策としては例えば、福山市内世帯だけでなく、公共施設や市内事業所に対し、「あのね」を周知させるパンフレットの配布や告知イベントを実施すること等も考えられる。

3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見

(1) 乳児保育促進事業に関する添付書類について【意見】(第4の2-2-1.)

本事業の実施主体には、余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ることが求められている。つまり、拠点区分の決算数値により判定を行う必要がある。この点、福山市において各施設が実際に添付していた資金収支計算書及び貸借対照表は、法人全体(第1様式)、事業区分別(第3様式)、拠点区分別(第4様式)のいずれかを各施設の判断で提出している状況であった。

確かに、一つの施設のみを運営している社会福祉法人の場合は、法人全体(第1様式)、事業区分別(第3様式)、拠点区分別(第4様式)のいずれであっても、判定に影響は及ばない。サンプルとして抽出した施設も、一つの施設のみを運営する社会福祉法人の施設であったため、現状の判定に誤りがあるわけではない。

しかし、複数の施設を運営する法人の場合は、拠点区分別(第4様式)のものでなければ、上記要件の判定はできない。またこの要件は、あくまでも拠点区分での判定を求めており、判定を効率的に実施するためにも、添付書類として提出を求める資金収支計算書及び貸借対照表は、拠点区分別(第4様式)のものに統一するべきである。拠点区分別(第4様式)の計算書類は必ず作成されるものであり、その様式に限定して添付を求めることは施設側の事務負担を増大させるわけではないと考えられる。

(2) 乳児保育促進事業に関する余剰金の確認方法について【意見】(第4の2-2-1.)

余剰金には、人件費積立資産や修繕積立資産等、各種積立資産が含まれることとなっている。添付書類である貸借対照表のチェックの証跡を見ると、純資産の部の「その他の積立金」が確認の対象となっていた。

「その他の積立金」とは、将来の特定の目的のために理事会の決議に基づいて積み立てられるものであり、積立金を計上する際は、同額の積立資産を積み立てる必要がある。一方、「積立資産」とは、資金管理上の理由等から必要がある場合に積み立てられるものであり、積立金を積み立てることは求められていない。

「余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ること」という要件は、余剰金に「積立資産」を含めることとされていること、社会福祉法人会計基準において積立金を積み立てずに積立資産を計上することが許容されていることから、余剰金について適正に判定するためには、純資産の部に計上されている「その他の積立金」ではなく、資産の部に計上されている「積立資産」を確認するべきである。

(3) 乳児保育促進事業を実施する者が学校法人である場合の要件について【指摘】(第4の2-2-1.)

本事業を実施する者は社会福祉法人が大部分を占めているが、一部に学校法人がある。学校法人の計算書類は、学校法人会計基準に基づいて作成されるので、社会福祉法人の計算書類とは様式が全く異なる。「余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ること」という要件は社会福祉法人を前提とした規定となっており、学校法人にそのまま当てはめることができない。

学校法人会計基準では「特定資産」という概念がある。特定資産とは、校舎その他の施

設の増設や改築、機械・備品などの設備投資等、将来の特定の支出に備えるために積み立てられた預金等をいう。本事業の対象となっている学校法人について、上記要件の判定過程を確認したところ、余剰金として扱われていたものは「翌年度繰越支払資金」のみであった。社会福祉法人の場合は各種積立資産を余剰金として扱うこととしているが、学校法人の場合にそれと同様の性格である特定資産を余剰金として扱わないことは不合理である。当該学校法人について、特定資産を余剰金に含めて判定した場合、余剰金が前年度収入決算の6か月相当額を超過することとなり、本事業の基本分は対象外となることが判明した。運営主体によって拠るべき会計基準は異なるので、運営主体別に公平な判定ができるよう、規定を整備する必要がある。社会福祉法人以外の施設として、学校法人については本事業に参入している施設が既に存在しているので、学校法人会計基準に基づいた規定を早急に整備されたい。

(4) 各施設に口頭で確認したことの記録について【意見】(第4の2-2-2.)

「勤務時間が週30時間以下」の要件について、雇用契約書、労働条件通知書のみでは十分な確認ができない場合は、電話による口頭確認がなされているが、その確認の記録方法が定まっていない。現物資料を閲覧したところ、雇用契約書等に直接記載する方法、付箋に記録を残す方法等があった。一方で、口頭で確認をしたのみで、記録として残っていないケースが見受けられた。一定の要件を設けて助成を行う以上、後になって要件を充足していることの確認ができる状態で記録を残しておくべきである。本事業については「勤務時間が週30時間以下」の要件が撤廃されたところであるが、今後、何らかの要件について口頭により確認を行う際は、記録を保存することを検討されたい。

(5) 職員給与等改善費支給後の使途を把握した上で、事業目的の達成状況を検証すること【意見】(第4の2-2-3.)

福山市において、職員給与等改善費にかかる事業は「特別委託料」として扱われていることから、経理等通知を参考に、施設の裁量で給与改善に充てていただくよう整理しており、使途の把握まではなされていない。しかし、一般委託料について経理等通知に基づく弾力運用を行う中で、私立施設の保育士等の給与改善が必要だと判断されていること、また職員給与等の改善を行うことにより児童処遇の適正化や保育内容・職員資質の向上についても図ることができると考えられていることから、公定価格の上乗せとして福山市が独自に支給する本事業の支給額については保育士等の給与に充てられるべきである。ただし、まずは本事業の支給額がどのような用途に活用されているのかを把握することが重要である。使途を把握することにより効果的な実態調査及び真に必要な対策の検討が可能になるであろう。使途について一定の制限を設ける必要があるのか、また財務状況の観点から支給対象自体について一定の制限を設ける必要があるのか等、本事業がより効果的かつ効率的なものとなるよう適時に検討されることが期待される。

(6) 資料の保存期間について【意見】(第4の2-2-3.)

職員給与等改善費にかかる事業は平成17年度より開始している。事業開始当時の保育環境を把握するために、事業開始当時の経緯を確認したところ、資料が残っておらず確認

することができなかった。確かに、形式的な文書の保存期間は経過しているのかもしれない。しかし、本事業のように、事業開始時からの経過を随時確認し、事業目的の達成状況を把握すべきものについては、形式的な文書保存期間にとらわれることなく資料として保存しておくことが望ましい。本事業については、資料がない以上もはやどうすることもできないが、今後新たに開始する事業については、必要性に応じて文書の保存期間延長等を検討されたい。

(7) 障がい児保育に対する支援の在り方について【意見】(第4の2-2-4.)

令和元年8月21日付け一般社団法人福山市私立認可保育施設協会からの要望書において、障がい児保育推進事業における認定基準の適正化及び各施設の支援状況に相当する予算の確保について要望がなされている。

要綱別紙①及び②の児童は、手帳所持の有無で絶対的に審査がなされるので異論はない。しかし、要綱別紙③の児童は、申請者の主観が混ざるものであり、膨大な申請件数を全て認定するわけにもいかず、相対評価にならざるを得ない。令和元年度及び令和2年度における、要綱別紙①②③の区別の申請件数及び認定件数を示す。

【令和元年度】

	要綱別紙①		要綱別紙②		要綱別紙③	
	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数
合計	8件	8件	9件	9件	791件	175件

【令和2年度】

	要綱別紙①		要綱別紙②		要綱別紙③	
	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数
合計	6件	6件	21件	21件	863件	144件

本事業に関して福山市の努力は理解できるものの、保育の現場からは今以上の支援を求められているのが現状である。発達障害の増加、統合保育への関心等、障がい児保育の重要性が高まっていることを踏まえ、保護者、保育施設及び福山市とで議論を重ね、福山市における障がい児保育がより充実したものとなっていくことが期待される。

(8) 施設型給付及び地域型保育給付における処遇改善等加算の実績報告書の審査において異常値を検出した場合には記載金額の根拠を確認すること【意見】(第4の2-2-5.)

ある1施設をサンプルとして、処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和元年度実績報告書に係る審査の方法について詳細にヒアリングを行った。

処遇改善等加算Ⅰの実績報告書については、添付書類である賃金改善明細により、賃金改善状況を確認できていた。しかし、処遇改善等加算Ⅱの実績報告書では、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるという内容の実績報告書となっていた。それらの数字を額面通り比較すれば必要額の賃金改善はなされているという結果となるが、その差は7,374,955円と多額であり、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるという推測される。具体的には、基準年度と比較し、処遇改善等加算Ⅱとして1,245,140円が賃金改善に充てられていなければならないところ、8,620,095円の賃金改善がなされているという内容の実績報告書となっていた。それらの数字を額面通り比較すれば必要額の賃金改善はなされているという結果となるが、その差は7,374,955円と多額であり、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるという推測される。

測される。

この点、総務省行政評価局による「子育て支援に関する行政評価・監視結果報告書（平成 30 年 11 月）」（以下、「総務省報告書」という。）において、処遇改善等加算に係る賃金改善確認の実施状況について、次のような所見がある。

内閣府及び厚生労働省は、地方公共団体における処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底を図る観点から、必要に応じ文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 認可保育施設等における処遇改善等加算に係る賃金改善額が、対象となる保育従事者等の給与へ適切に反映され、適正な給与水準が維持されているかについて、賃金改善実績報告書の提出時や監査の機会等を通じて賃金台帳等を活用した確認を行うよう、地方公共団体に要請すること。
- ② その際、賃金改善確認の対応に苦慮している地方公共団体の参考となるよう、地方公共団体が独自に様式を定め、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認するなど創意工夫している取組例を収集し、必要な情報を提供すること。

福山市では、賃金台帳等の原始資料の提出を求めることはしていない。処遇改善等加算に係る事務について、国から具体的な方法の指示がないとしても、総務省報告書の趣旨から鑑みて、合理的な審査体制を構築する必要があると考える。したがって、金額の記載誤りがあると推測される場合には、追加で適宜資料を求めたうえで審査を実施することを検討されたい。

- (9) 処遇改善等加算に係る令和 2 年度の改正事項について、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう努めること【意見】（第 4 の 2-2-5.）

令和 2 年度において、処遇改善等加算について重要な改正がなされた。具体的には、処遇改善等加算Ⅰは、算定の起点となる基準年度について、固定時点（支援法による確認の効力が生じる年度の前年度）となっていたところ、加算Ⅰ新規事由がない場合には「加算当年度の前年度」とされた（加算Ⅰ新規事由がある場合は割愛する）。また、処遇改善等加算Ⅱは、副主任保育士等（職員 A）に係る加算額の配分について、一定数確保する必要があったところ、「1人以上」に緩和された。

処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和 2 年度計画書を確認したところ、処遇改善等加算Ⅰの改正について理解ができていないと思われる計画書が散見された。この点について福山市の対応状況を確認したところ、施設から個別に質問を受けており、改正内容について理解をしていただくよう可能な限り努めたとのことであった。また、令和 2 年度は処遇改善等加算の改正があるので、年度開始当初に説明会の開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況からやむを得ず取りやめたとのことであった。

令和 2 年度計画書には、施設とのやり取りの記録が残っており、福山市における試行錯誤の努力のうかがい知ることができた。しかし、制度改正について、計画書の段階で完全には理解できていない施設があるのも確かなことである。したがって、令和 2 年度実績報告書の提出を受ける際は、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう対応が求められる。また、福山市も検討していたことであるが、新型コロナウイルス感染症等特別な要因がない限り、制度改正がある年度等は施設に対して予め周知の機会を設けるこ

とが望ましい。

- (10) 施設等利用費を法定代理受領する場合に、施設において「特定子ども・子育て支援提供証明書」（以下、「提供証明書」という。）の交付がなされていないこと【指摘】（第4の2-2-6.）

福山市における法定代理受領の事務フローには、提供証明書に係る事務フローがない。この点について担当課に確認したところ、幼児教育・保育の無償化が開始したのは令和元年10月からであるが、制度改革への対応に向けた実務の中で、内閣府が公表する実務フローの確認が漏れてしまったとのことであった。

法定代理受領の場合の提供証明書については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の第57条において、施設が市町村及び保護者へ交付するよう規定されている。

ただし、当該条項については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）」等を踏まえ、市町村の負担軽減のための見直しが行われる予定である。具体的には、令和4年4月1日を施行日として、施設が法定代理受領する場合に義務付けられている保護者及び市町村に対する提供証明書の交付を、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（これらの施設における預かり保育事業も含む。）については不要とする改正がなされる予定である。

今後、福山市においては、法令等で規定された範囲内で効果的かつ効率的な事務体制を検討し構築することが求められる。

- (11) 病児・病後児保育事業にかかる交付要綱について【意見】（第4の2-2-7.）

福山市の病児・病後児保育事業にかかる委託料の金額は、交付要綱第6条に「別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。」と規定されているが、交付要綱別表には、病児・病後児保育事業にかかる委託料の計算と、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下「感染拡大防止事業」という。）にかかる補助金の計算がまとめて規定されている（表1参照）。しかし、福山市で実際に行われている事務は、病児・病後児保育事業にかかる基準額（表1第2欄（1）～（3））と病児・病後児保育事業に必要な経費を比較し、感染拡大防止事業の基準額（表1第2欄（4））と感染拡大防止事業の経費を比較して補助金等の金額が算定されているため、現在の規定方法では交付要領とは異なる事務が行われていると評価する余地がある状況である。

国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」には、感染拡大防止事業は病児保育事業とは別の区分に規定されており、これと同様の規定に変更するか、感染拡大防止事業のみの要綱を作成する等の対応を検討していただきたい。

- (12) 病児・病後児保育事業にかかる実施要綱について【意見】（第4の2-2-7.）

実施要綱第4条に「子育て支援事業の実施主体は、市又は市内に所在する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、病院若しくは診療所の設置者・・・」と規定されているが、この文言では病院等が病児・病後児保育事業の実施主体であるとの誤解を生じさせてし

まう。

国の病児保育事業実施要綱には、「実施主体は、市町村とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。」と規定されている。当事業を実施施設に委託した場合においても、主体はあくまで行政であり、事業についての最終的な責任は委託者である行政に帰属する。実施要綱第4条について、適切な文言へ変更すべきである。

(13) 病児・病後児保育事業にかかる実績報告書の審査（人件費）について【意見】（第4の2-2-7.）

担当課へヒアリングを行ったところ、看護師等が病児・病後児保育事業以外の業務に従事した時間にかかる人件費について、病児・病後児保育事業に必要な経費から除外していることの確認が行われていなかった。また、提出を受けた人件費明細の一部において、一人の職員の法定福利費が職員棒給額の半分以上の金額となっており異常値であるものの、施設へのヒアリングや賃金台帳等の追加書類を求めるなど十分な審査が行われた形跡が確認できないものがあった。

病児・病後児保育事業に必要な経費の中で、「人件費支出」の占める割合は大きく重要な区分である。審査時には、各書類間の整合性の確認のみならず、審査書類が事実に基づいて正確に作成されているか、事業に必要な経費に該当するかといった観点からも審査する必要がある。そのためにも、事業実績報告書の提出を受ける際に、給与額等の根拠資料や、従事した作業時間のわかる資料を添付してもらうことが望ましいと考える。

(14) 病児・病後児保育事業にかかる実績報告書の審査（事務費・事業費）について【意見】（第4の2-2-7.）

「事務費支出」及び「事業費支出」について、支出内容の確認がなされていなかった。

収支精算書上の「人件費支出」については、職員雇用状況等一覧表や人件費明細表により内容を確認できるが、収支精算書上の「事務費支出」及び「事業費支出」については、科目の合計金額のみ記載されており、各科目の詳細な支出内容については書類上では確認することはできない。そのため、事業に必要な経費に該当するかどうかについては、実績報告書等を審査する際に確認することができない。

実績報告書の提出を受ける際に、領収書等の支出内容のわかる書類を合わせて受領するか、もしくは支出内容がわかるように収支精算書に明細を記載してもらう等により、事業に必要な経費であるかを審査時に確認することが望ましいと考える。

(15) 病児・病後児保育事業にかかる実地調査の実施【意見】（第4の2-2-7.）

各施設と締結している福山市病児・病後児保育事業委託契約書には、「事業の実施状況について、調査及び監査することができる」と規定されているが、福山市では事業開始した平成16年度から一度も病児・病後児保育事業を実施している施設に実地調査が行われていなかった。

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の3には、看護師等の配置人数や、施設の要件などの設置基準が規定されており、また、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39

号) 第 53 条～第 61 条には、提供日、提供日ごとの時間帯、支援の具体的な内容等の記録がされているか、利用料と特定費用の額を区分して領収書が交付されているか等の運営基準が規定されている。これらの規定の遵守状況や実績報告の正確性等について、頻度は別にしても、実地調査を行い確認する必要があると考える。

(16) 病児・病後児保育事業にかかる委託料の計算方法の改善について【意見】(第 4 の 2-2-7.)

過去の実績を見ると、病児・病後児保育事業の実施施設は実績加算分の対象となったことはなく、延べ利用児童数や定員にかかわらず同じ委託料が支払われている。

当事業の実施施設では、職員の配置要件により人件費が固定的にかかるため、現在のように運営基本分を引き上げ、実施施設を増やすという考え方も理解できる。また、立ち上げ初年度等は事業が軌道に乗っていないため、このような支給方法が適切である場合もある。この点、国の病児保育事業実施要綱が平成 28 年に一部改正され、看護師等が緊急時に駆けつけられる場合には常駐を要件としない旨が明記されており、以前よりは固定費を抑えることが可能となっている。また平成 16 年度に事業を開始し 15 年以上経過していることから、より効率的かつ効果的な委託費の算定方法を検討すべきと考える。

(17) 地域子育て支援拠点事業の要綱について【意見】(第 4 の 2-2-8.)

ア 開設日数等による区分について

地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の算定において、交付要綱別表の規定方法では、新規の実施施設の委託金は開設日数等にかかわらず、すべて同じ金額となってしまう、施設の実施レベルに応じた支援を行うことができない。また、委託先の見直しを行っていないため現在の規定になっているとのことであるが、確かにすべての既存の実施施設がそのままの事業形態を維持するという前提では現在の要綱でも問題はないが、限られた財源の中、地域のニーズの変化に対応するためには、今後既存の実施施設の見直しも含めた全体的な検討が必要になることも想定される。そのため、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定されているように、開設日数や職員の配置等により区分するなど、実施施設の実施レベルに応じた委託金を出せるような規定方法への改訂について検討していただきたい。

イ 実施形態及び要件等の明確化

福山市の地域子育て支援拠点事業の委託金の対象となる区分の一つとして、「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱第 4 条第 2 号に規定するセンター型として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合」と交付要綱別表(表 1 参照)に規定されているが、「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱」は、実施要綱が施行された平成 27 年 4 月 1 日に効力を失っており、現在の福山市の要綱には、この区分の実施形態及び要件が規定されていない。また、もともと「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱」や複数の事業の実施要綱をまとめて実施要綱が施行された経緯があり、複数の事業が一つの要綱にまとめられていることで、各事業の詳細な実施形態や要件等が明記されていない。地域子育て支援拠点事業については、以前のように一つの事業のみで実施要

綱を作成し、事業の目的、事業内容、実施形態及び要件、事業にかかる手続き等について詳細に規定する方がより適切であると考え。要綱の体系の見直しも含めて検討していただきたい。

ウ 参照条文について

実施要綱第2条第3号において、「地域子育て支援拠点事業実施要綱4①及び②に定める」と規定されているが、参照されている国の要綱を確認したところ、正しくは「地域子育て支援拠点事業実施要綱4(2)に定める」との記載が正しいと考えるので、修正されたい。

エ 交付要綱別表の規定について

福山市の地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の金額は、交付要綱第6条に「別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。」と規定されているが、交付要綱別表には、地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の計算と、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下「感染拡大防止事業」という。）にかかる補助金の計算がまとめて規定されている（表1参照）。しかし、福山市で実際に行われている事務は、地域子育て支援拠点事業にかかる基準額（表1第2欄(1)～(3)）と地域子育て支援拠点事業に必要な経費を比較し、感染拡大防止事業の基準額（表1第2欄(4)）と感染拡大防止事業の経費を比較して補助金等の金額が算定されているため、現在の規定方法では交付要領とは異なる事務が行われていると評価する余地がある状況である。国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」には、感染拡大防止事業は地域子育て支援拠点事業とは別の区分に規定されており、これと同様の規定に変更するか、感染拡大防止事業のみの要綱を作成する等の対応を検討していただきたい。

(18) 地域子育て支援拠点事業における実績報告書の審査【意見】（第4の2-2-8.）

実績報告の審査時において、事業に必要な経費の支出内容の確認がなされていなかった。地域子育て支援拠点事業実績調書の歳出内訳である「事務費支出」及び「事業費支出」について、科目の合計金額のみ記載されており、各科目の詳細な支出内容については書類上では確認することはできない。そのため、事業に必要な経費に該当するかどうかは、実施報告書等を審査する際に確認できていない。実績報告書の提出を受ける際に、領収書等の支出内容のわかる書類を合わせて受領するか、もしくは支出内容がわかるように収支精算書に明細を記載してもらおう等、事業に必要な経費であるかを確認すべきであると考え。

(19) 地域子育て支援拠点事業における実地調査の実施【意見】（第4の2-2-8.）

地域子育て支援拠点事業の実施施設に対して、実地調査が行われておらず、また要綱や委託契約書を確認したところ、実地調査についての規定が確認できなかった。

牽制機能を生じさせるため、定期的に実地調査を行い、職員の配置状況や実施報告書の

記載内容の正確性等について確認することを検討していただきたい。

(20) 延長保育事業及び一時預かり事業における実地調査の実施【意見】（第4の2-2-9.）

交付要綱別表によると、延長保育事業では「平均対象児童数」、一時預かり事業では、「年間延べ利用児童数」が補助金の算定の基礎となっているが、その人数については実施施設から提出される延長保育（一時預かり事業）実績報告（月報）が根拠となり、その正確性についてまでは検証できていない。実績報告書の審査の担当部署は保育施設課であるが、各施設への指導監査は別部署が行っており、指導監査の際に実績報告書の提出書類等に関する確認は行われていない。牽制効果を生じさせるため、指導監査等を実施施設に対して行っている部署と連携して、会計帳簿や賃金台帳等の書類確認し、実績報告の際に提出された人件費明細や実績調書の数値の正確性を確認することが望ましいと考える。

(21) 子ども・子育て支援システム保守等におけるユーザーIDの棚卸について【意見】（第4の2-2-11.）

「情報セキュリティ実施手順」において、「認証情報が適切に維持管理されていることを、定期的（最低年1回）に点検する」と規定されているが、システム権限一覧を確認したところ、同一アカウントが二重に登録されているなど不要なIDが残っており、定期的なユーザーIDの棚卸が実施されていることを確認することができなかった。静脈認証やIP制御等によりセキュリティ対策が取られているとのことであり、現状セキュリティ上大きな問題が生じているわけではないが、不要なIDが存在している状態は好ましくないため、定期的なユーザーIDの棚卸を行うことが望ましいと考える。

(22) 子ども・子育て支援システム保守等におけるユーザーIDの権限の付与について【意見】（第4の2-2-11.）

当システムのシステム権限は、管理者権限、一般的な利用者権限及び閲覧権限の3種の権限が設定されている。個人名ごとに各業務の権限を集計したところ、その大半に1つ以上の業務の管理者権限が付与されていた。一般的に管理者権限は、システムの改変や機密情報の持ち出し、不正なアカウントの登録といった不正行為も容易であることから、付与する対象者は必要最低限とすべきである。IDの棚卸の際にシステム権限についても見直しを行っていただきたい。

(23) 公立保育施設維持補修（工事請負費）における設計金額の合理性の検討について【意見】（第4の2-2-12.）

以下の2つの工事はいずれも同じ内容の照明工事で設計金額も近い額にもかかわらず、請負金額に大きな差額が生じていた。

（単位：円）

No.	工事名称	設計金額	契約金額
5	西保育所非常照明改修工事	1,163,800	1,100,000
6	西山手保育所非常照明改修工事	1,186,900	528,000

その理由について確認したところ、「随意契約の場合、最低制限価格を設けていないため、こうした差異が生じる可能性がある。」とのことであった。

福山市では、競争入札の場合の落札価格については、設計金額に基づいた最低制限価格が設定されているため、設計金額から大きくかい離した価格で工事契約が行われることはない。一方、随意契約では、最低制限価格が設けられていないため、契約金額が設計金額からかい離する場合がある。このようなかい離が生じる要因としては、まず、業者側の企業努力ということが挙げられる。しかし、設計金額と市場価格との間のズレによるものである可能性も考えられる。設計金額が合理性のあるものであるためには、その設計金額が市場価格を適正に反映して設定されていることが必要である。上記の 2 工事のように設計金額が同じにもかかわらず、契約金額（見積金額）が大きく異なる事例については、その原因を検討し、設計金額の合理性を確認することが重要である。

(24) 施設維持改良費における同一施設において同時期に行われる複数の少額工事の発注方法について【意見】（第 4 の 2-2-13.）

第 4 の 2-2-13.記載の No.6 から 15 までの福山市立旭保育所における各工事は工期が令和 2 年 12 月前後とほぼ同時期に施行されている。また、いずれも金額が 130 万円未満の少額工事であるため、福山市契約規則に基づいて随意契約により契約が行われており、各工事について見積書の徴取状況を見ると、2 者からの徴取が 2 工事、1 者のみからの徴取が 7 工事となっている。

しかし No.6 から 15 までの工事の契約金額を合計すると 3,473,800 円となるため、仮に一つの工事として発注が行われていれば、随意契約ではなく競争入札によって契約を行うこととなったと考えられる。これらの工事をそれぞれ別工事として発注することとなった理由については、「工事対象が電気設備、給排水設備、建築など工種が異なること、又同一工種においても関連性がなかったため。」とのことであった。随意契約よりも競争入札による契約の方が契約金額の客観性は高まることから、同一施設において同時期に行われる複数の少額工事については、できるだけ一本化して発注することによって競争入札に付されることが望ましいと考える。

(25) 見積書の保管について【意見】（第 4 の 2-2-13.）

見積書については、コロナ対応として、原本提出の他に、電子メール又はファクシミリによる提出が行われている。その結果、見積書（契約を締結しない方の業者分）は、原本又は電子メール・ファクシミリの写しが保管されることとなっている。

随意契約においては、提出された見積書の比較によって請負業者が決定されることから、見積書は重要な契約関係書類と言える。電子メール又はファクシミリによって提出された見積書については、福山市の受信日を印字した上で保管することにより、契約関係書類としての根拠性を高めることができるものとする。

(26) 施設維持改良費（耐震改修）における耐震改修の進捗について【意見】（第 4 の 2-2-14.）

令和元年にかけて耐震診断調査や耐震改修工事設計などの業務委託が実施されているが、直近である令和2年度においては施設維持改良費（耐震改修）についての事業費は計上されていない。福山市の公立幼稚園の耐震化率が低い状況にあるため、建物の耐震化を図ることは重要であるが、出生数、就学前児童数の減少が広がっている状況にあり、耐震化工事の実施にあたっては、今後の保育需要の変化を見極めながら、予算化を検討する必要があることがその背景となっている。また、幼稚園に限らず、就学前教育・保育施設の再整備については、『福山市公立就学前教育・保育施設の再整備計画』に基づき、集団保育の確保を基本に就学前子どもの数の推計や保護者のニーズ、地域の状況等を踏まえるとともに解決すべき課題を精査し、その内容と緊急性などを総合的に検討・判断する中で進めているのが現状である。公立幼稚園9園のうち耐震性なしの施設は5園であり、また、公立保育所の中で旧耐震基準のままのものは12施設となっている。公立幼稚園・保育所ともに可能な限り早期の耐震化の完了が望まれる。

(27) 財産台帳（土地、建物）にかかる内海保育所用地の表示登記について【指摘】（第4の2-2-15.）

財産台帳（土地、建物）を閲覧したところ、内海保育所の土地基本カードが見当たらず、地番、地積等の情報が不明であった。内海保育所用地については、旧内海町時代の昭和50年に埋め立ての許可を県に貰い、埋め立てをしてできたものであり、その後、平成15年2月に旧内海町が福山市と合併したことによって福山市の財産に加わったものである。現在の土地の所有としては福山市となっているが、土地の表示登記を行っておらず、内海保育所は、公図上「海」となっており、登記簿や地番がないため、土地基本カードは作成されていないことがその理由である。内海保育所は、市民に対して保育サービスを提供するために重要な福山市の行政財産である。すみやかに土地としての表示登記を行うことが必要である。

(28) 元紅葉保育所土地の管理担当課について【意見】（第4の2-2-16.）

福山市東桜町所在の元紅葉保育所の土地は、現在は福山市本庁舎駐車場として使用中であるが、保育施設課の業務に使用されているというよりも、市役所本庁全体で使用されている状況にあり、保育施設課において普通財産として管理するのではなく、市役所本庁において行政財産としての管理を行うことを検討すべきと考える。

(29) 保育所用地の借受にかかる土地賃貸借契約書について【指摘】（第4の2-2-17.）

西多治米保育所は、令和元年の所有者死亡により、相続人代表と覚書を作成し、契約を継続中となっている。現在においては相続手続も完了していると思われるので、現在の所有者と新たに土地賃貸借契約書を作成すべきである。また柳津保育所は、契約日である平成25年4月1日において所有者死亡のため、相続人代表と賃貸借契約書を作成し、契約を継続中となっている。現在においては相続手続も完了していると思われるので、現在の所有者と新たに土地賃貸借契約書を作成すべきである。

(30) 柳津保育所の借受料の改定について【意見】（第4の2-2-17.）

柳津保育所は借受料 360,000 円が基準借受料 484,209 円を下回っている。また、駐車可能台数は西多治米保育所と同じ 10 台であるが、地積は西多治米保育所の約 2 倍となっており、借受料の増額改定を検討することが必要と考える。

(31) 常金丸保育所の借受料の改定について【意見】(第4の2-2-17.)

土地賃貸借契約書では「賃貸料は、年額 202,930 円とする。」とうたわれており、借受料の額については固定されている。しかしこの年額 202,930 円という金額は、福山市普通財産(不動産)貸付要領を準用して、賃貸契約開始時点の固定資産税評価額に基づく基準借受料によって決定されている。借受料の根拠が基準賃貸料となっているのであれば、借受料を固定額とするのではなく、毎年度、対象地の固定資産税評価額改訂に合わせて借受料の改定を行うように土地賃貸借契約書を変更するべきと考える。

(32) 賃借中の保育所用地の取得(購入)の検討について【意見】(第4の2-2-17.)

現在賃借している保育所用地の大部分は児童送迎用のための駐車場として使用されているものとなっている。これらについて、保育所建物等の敷地のように恒久的に使用されるものではなく一時的に使用されるものであるならば、借受料を支払いながら賃貸借契約を継続することが適当である。しかし近年、保護者による自動車を使った児童の送迎は常態化しており、保育所運営において児童送迎用駐車場用地の確保は必須とも言える。現在借受中の保育所用地が将来的にも駐車場として必要な土地であるとすれば、その土地について賃貸借契約を継続するのではなく、取得(購入)することを検討する必要があると考える。

4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見

(1) 放課後児童クラブの利用者負担割合【意見】(第4の2-3-1.)

国の想定する放課後児童クラブにおける運営費の考え方によると、保護者 1/2、国 1/6、広島県 1/6、福山市 1/6 が負担割合となる。福山市の保護者の利用料負担は 5,000 円から 6,000 円程度となり、現行の福山市の利用料とは大きく開きがある。福山市の経過としては、平成 10 年に利用料を導入して以来、受益者負担の適正化を念頭に事業運営に取り組んでおり、運営経費の抑制やサービス拡大による利用児童数の増加(平成 10 年 1,291 人→令和 2 年 6,192 人)によって、保護者の負担割合も平成 10 年当時の約 16%から現在の概ね 25%に推移しているところである。しかし、国が示す「クラブ運営費における利用者負担割合は概ね 50%」という考え方の半分の負担に過ぎない。今後は、福山市の子育て支援施策全体を勘案する中で、引き続き効率的な運営によるコスト抑制を図りながら、受益者負担の適正化に取り組んでいき、国が本来考えている負担割合に近づくように見直しを行う時期を検討していく必要がある。

(2) 放課後児童クラブの公立と私立の比較【意見】(第4の2-3-1.)

福山市では私立小学校が運営する放課後児童クラブに対しては全く補助制度が存在しない。放課後児童クラブは、すべての保護者と児童が利用する可能性があり、通学先が公立小学校か私立小学校かの違いによって放課後児童クラブの利用料に差が生じることは

公平性が確保されていないと考えられる。保護者が就労などで昼間家庭にいないすべての児童にとっては必要不可欠なものであるという点では、公立小学校と私立小学校の間で差はない。国や市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たした放課後児童クラブの運営を私立小学校が行う場合は、公的な補助を受けることができるような制度の検討が望まれる。

(3) 放課後児童クラブの利用料【意見】(第4の2-3-1.)

福山市の放課後児童クラブの利用料は、毎月定額であり、平日は何時間預けても、利用料に差が生じることはない。また、土曜日・学校代休日だけでなく、春・夏・冬休みのように長期休暇中に放課後児童クラブを一日中利用したとしても、利用料は定額のままである。

放課後児童クラブの運営費は、支援員や補助員の人件費等が大部分を占めており、受益者負担の原則を踏まえると、利用時間や利用日数等に応じて利用料を負担することが基本となる。ただし、利用時間を個別に集計するには事務負担等が生じることから、利用時間等のみを考慮して利用料を決定するのは現実的ではなく、受益者負担の原則と事務負担コスト等のバランスを考えながら利用料を決定するのが合理的である。他の地方自治体の放課後児童クラブの利用料を調査すると、迎える時間によって利用料に差を設けたり、夏休みがある8月のみ利用料の値上げを行ったりする等それぞれの地方自治体の考えや方針により、利用料を設定している。ITが発達し、入退室等の管理システムが導入しやすい環境になっている状況のなか、福山市においても、受益者負担の原則と事務負担コスト等のバランスを考えながら、利用料の決定方法の見直しを検討することが望ましい。

(4) 放課後児童クラブの減免制度の対象範囲拡大【意見】(第4の2-3-1.)

福山市の保育料については、ひとり親世帯の所得金額が一定の水準未満である場合、保育料表の特例が適用されることになる。これは、ひとり親世帯の子育ての経済的負担軽減を図り、子育て支援を促進するという観点では、有用な制度であると考えられる。しかし、ひとり親世帯の子どもが小学校にあがり、放課後児童クラブを利用する場合には、負担額を軽減するような特例制度が適用されなくなってしまう。ひとり親世帯の支援政策はまだ進んでいるとはいえないので、より手厚い経済的な支援を行っていく必要がある。ただし、ひとり親世帯のなかには、十分な所得がある世帯も存在するため、ひとり親世帯という理由だけで放課後児童クラブの利用料負担額を軽減するのは適切ではない。今後、放課後児童クラブの保護者の利用料負担が増加することになれば、所得の少ないひとり親世帯にとってはより影響が大きくなる。一定の所得制限を設けてひとり親世帯の放課後児童クラブの利用料負担額を軽減することが、子どもの健全な育成を図るとともに、ひとり親世帯の就業及び自立を促進することにつながると考えられる。

(5) 放課後児童クラブの開設時間の延長【意見】(第4の2-3-1.)

福山市の放課後児童クラブの開設時間は月曜日から金曜日は18時まで、土曜日は17時までである。この開設時間は、通常時も春・夏・冬休みも同様である。これは、就学前

までは 18 時以降の延長保育を利用していた世帯にとっては、迎えの時間が早くなることになる。福山市の放課後児童クラブの開設時間を延長することは、フルタイムで長時間の勤務をする世帯にとっては歓迎すべきことである。しかし、放課後児童クラブの開設時間を延長することにより、人員が追加的に必要となり、運営費も増加することになる。また、放課後児童クラブの開設時間を延長することで、家族で過ごす時間がより少なくなるという弊害が生じることになる。したがって、福山市の放課後児童クラブの開設時間を延長することについて、時代背景を考慮にいれながらメリットとデメリットを総合的に勘案し、利用者からアンケートをとるなどして、慎重に検討することが大切である。

(6) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について【意見】(第 4 の 2-3-2.)

ア 福山市における高額な損害賠償事案への対応

福山市においては、日本スポーツ振興センターの給付金額の不足分を補う方法として、全国市長会損害保険に加入している。この全国市長会損害保険により、福山市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害に対して総合的に保険金が支払われることになる。福山市は令和元年度から損害賠償保険の契約類型を変更しており、平成 30 年度までは、契約類型 (A 型) で身体賠償 1 名につき 2,000 万円の限度額であったものが、令和元年度以降は契約類型 (E 型) で身体賠償 1 名につき 1 億 5,000 万円の限度額となっている。このように、福山市では、日本スポーツ振興センターだけでなく、全国市長会損害保険にも加入し、契約類型を変更し保険金額を増加することで、高額な損害賠償事案に対応できている。

イ 私立保育所等における高額な損害賠償事案への備え

私立保育所等において、高額な損害賠償事案へ対応できるような共済や保険に加入しているか福山市に確認したところ、各保育施設の保険の種類や限度額等までは取りまとめて管理等はしていなかった。日本スポーツ振興センターの共済制度は、国、施設等の設置者及び保護者等による互助共済制度であり、施設の管理下で発生する不慮の事故を補償するので、被害者救済のために有用な意味をもつ。ただし、災害共済給付制度への加入は任意であり強制力をもつものではない。各保育施設が、民間の保険会社の損害賠償保険等の方が有用と判断すれば、当該損害賠償保険に加入することも考えられる。日本スポーツ振興センターの共済制度と民間の保険会社の損賠賠償保険等のいずれにしても、高額な損額賠償額を請求されたときに対応できるようにすることが大切である。福山市においては、私立保育所等について、日本スポーツ振興センターの共済制度や民間保険会社の損害賠償保険等に関する加入状況や限度額等を把握し、高額な損害賠償額に対応できるよう指導していく必要がある。

(7) 太陽光発電電力売払投資の回収年の計算【意見】(第 4 の 2-3-3.)

太陽光パネルの廃棄には多額のコストがかかることから、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の下で、令和 4 年 7 月から太陽光発電設備の廃棄等に関する費用について、太陽光発電事業者に対して、原則、源泉徴収的な外部積立てを求める制度が始まる。

一般的に太陽光発電電力売払投資の販売業者から提出されるシミュレーションは、初期コストである設置費のみを用いて回収年の計算が行われており、設備のメンテナンス費用、修理・交換費用及び最終的な廃棄コストは計算に含まれていないことが多い。このような販売業者から提出されるシミュレーション資料を現実的な回収年の計算資料としてそのまま受け入れるのではなく、太陽光パネルの所有者が慎重に実質的に回収年の計算を行うことが必要になってくる。

福山市の現在の太陽光発電電力売払投資の回収年の計算も、設置費を1年の売電額で除した計算式により算定を行っている。しかし、太陽光パネルの維持及び廃棄には、設備のメンテナンス費用、修理・交換費用及び最終的な廃棄コスト等多額のコストが発生することから、これらの将来的な維持及び廃棄コストを含めて回収年の計算を行うことが望ましい。表面的な回収年の計算ではなく、実質的な回収年の計算を行うことで、より精緻な意思決定に資する回収年の計算を行うことが可能となるからである。

(8) 太陽光発電電力売払事業の回収期間【意見】(第4の2-3-3.)

近年の売電価格の引き下げの状況のなか、太陽光発電電力売払事業を行っている事業者が存在するのは、太陽光発電システムの初期設置費が低下傾向にあり、性能も向上し発電量が増加傾向にあるから、投資の回収が十分に可能と判断するからである。

福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成25年度から令和2年度の間において、初期設置費の低下は見受けられない。直近の平成30年度、令和元年度及び令和2年度の初期設置費用は、平成25年度から平成28年度の平均設置費用を上回る。これは、太陽光発電電力売払投資の回収期間の長期化の一因となっている。

太陽光発電に使用する太陽光パネルは、製品寿命が約25~30年とされているなか、福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成30年度は30年、令和2年度は37年と回収年が製品寿命を上回っている。この平成30年度は30年、令和2年度は37年という回収年は、表面的な回収年の計算に基づくものであり、将来的な廃棄コストを加味した実質的な回収年の計算を行うと、各年度の回収年はさらに長いものとなる。これでは、太陽光発電電力売払収入事業が当初から投資額を容易に回収できない事業ということになる。

太陽光発電電力売払収入事業の目的・ねらいは、「温室効果ガスの排出抑制を図るため、太陽エネルギーの利用を促進する」ことであり、必ずしも採算性だけにより事業を行うものではない。しかし、太陽光発電電力売払事業として実施する以上は、太陽光発電電力売払投資の回収期間を慎重に検討する必要がある、太陽光パネルの初期設置費についても市場動向を注視しながら事業を行うことが望まれる。